

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
改正の必要性	<p>逓増定期保険の税務上の取扱いは既に通達が存在していることもあり、今までどおりの取扱いでよいのではないかと。</p>	<p>平成8年の通達の発遣後10年余が経過し、逓増定期保険の商品設計の多様化等により、現行の取扱いが取引実態と乖離している状況にあると認められたことから、現状の商品の実態を踏まえた取扱いの適正化を図る必要が生じています。</p>
	<p>逓増定期保険は定期保険であり、企業会計原則によれば支払保険料は損金算入されるべきである。</p> <p>また、保険期間終了時に解約返戻金がゼロとなることから、支払保険料に資産性はなく、資産計上する必要はないのではないかと。</p>	<p>逓増定期保険は定期保険の一種ですが、その内容が一般の定期保険とは異なることから、平成8年に個別通達を定め、税務上の取扱いを明らかにしているところです。</p> <p>企業会計原則第三貸借対照表原則四によれば、前払費用は「流動資産又は投資その他の資産」に属するものとされています。これを踏まえて、逓増定期保険の支払保険料に含まれる前払保険料の取扱いを明らかにしたものです。</p>
	<p>逓増定期保険の支払保険料を損金算入しても、保険金や解約返戻金の受取時に課税されることから、課税の時期だけの問題であり課税自体を回避するものではないので、今までどおりの取扱いでよいのではないかと。</p>	<p>なお、この取扱いの内容は、一定の期間損益計算を前提とする法人の所得計算において、法人が保険期間中に支払う保険料の損金算入時期(支払保険料のうち前払保険料として資産計上すべきものの有無)に係る問題であり、解約返戻金の収益課税の問題とは別に考える必要があります。</p>
	<p>逓増定期保険の支払保険料を損金算入しても、保険会社が受け取った保険料に対し課税されることから、国全体で見れば、今までの取扱いを改正しようがしまいが影響ないのではないかと。</p>	<p>税法は個々の納税主体について課税要件を定めています。保険会社とその契約法人は主体が異なることからこれらの課税は別々に考える必要があります。</p>
	<p>逓増定期保険は、その損金性や課税の繰り延べ効果が強調されており、今までの取扱いを変更することに賛成する。</p>	<p>ご意見のような課税上弊害がある事例も見られたことから、今般の通達改正に至ったものです。今後とも引き続き取引実態を注視してまいりたいと考えています。</p>
	<p>従来型のものとは異なり、昨今の逓増定期保険は保険期間中の保険金額の低い前半部分と高い後半部分の2つの定期保険の組み合わせと見ることもでき、後半部分の保険料相当額は損金算入すべきではない。</p>	<p>ご意見のように、逓増定期保険の商品設計の多様化等により、現行の取扱いが取引実態と乖離している状況にあると認められたことから、現状の商品の実態を踏まえた取扱いの適正化を図ることとしています。</p>
	適用時期	<p>改正通達の適用時期は、公表から半年間など一定程度の期間を取るべきである。</p>

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>既契約については従前どおりの取扱いとすべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、取扱うこととしています。</p>
	<p>「同日前の契約に係る遡増定期保険の保険料については、なお従前の例による」とあるが、どのように解釈すればよいのか。また、曖昧な表現ではないのか。</p>	<p>改正通達の適用時期については、平成 20 年 2 月 28 日以後に新たに契約するものに適用することとしており、既契約分については経過取扱いを設け、改正前の通達の取扱いの例によることとしています。</p> <p>また、「なお従前の例による」という表現は、一般に法令や通達等で採用されているものです。</p>
	<p>保険契約の長期性等を鑑みれば、契約日を根拠にその取扱いを区分することは不公平ではないか。</p>	<p>公平性の観点から、同一の保険契約には同一の取扱いを行うことが適当であるとの考えもありますが、現行の取扱いが取引実態と乖離していると認められる場合には一定の期日を定めその取扱いを区分することが適当と考えます。</p>
	<p>今までの改正(平成 8 年の遡増定期保険、平成 18 年の長期傷害保険)のように、既契約についても、今後の支払保険料は新たな取扱いを適用すべきである。</p>	<p>今般の改正に係る改正通達の適用時期については、予測可能性の確保などさまざまな観点から総合的に判断しております。</p>
	<p>意見公募手続期間において、販売停止している保険会社も多いなか、一部の保険会社、代理店が駆け込み販売をしていることはたいへん遺憾である。新たな取扱いの適用時期はこの点を考慮すべきと考える。出来るだけ早く新たな通達の決定をお願いしたい。</p>	
<p>個別の配慮</p>	<p>中小企業においては、遡増定期保険を経営者等の(死亡・生存)退職金に充当するなど、中長期的に活用している。税務上の取扱いに関してその点の理解が欲しい。</p>	<p>本通達は、特定の保険商品における前払保険料の取扱いの適正化を図ったものであり、法人が行う保険契約の目的いかんによってその取扱いを異にすることは適当でないと考えています。</p>
<p>時価評価</p>	<p>支払保険料は全額損金とし、解約返戻金相当額を益金算入する(資産計上する)など、保険契約を時価評価する考え方がとれないか。</p>	<p>ご意見のような取扱いも考えられなくもないところですが、実務上の問題等も考慮する必要があります。評価の困難性を踏まえた実務上の簡便性等にも配慮し、一定の基準により資産計上することとしているものです。</p>
<p>諸変更</p>	<p>45 歳満了の遡増定期保険に加入して、その後、保険期間の延長を行い 90 歳満了の遡増定期保険に変更した場合、その後に到来する保険料支払期における保険料の取扱いと、調整保険料の取扱いはどのようなになるのか。</p>	<p>本通達に明確に定めのない取扱いについては個々の契約の内容によって判断することになりますので、具体的にそのような事例が生じた場合には、最寄りの税務署等へお尋ねください。</p>

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
資産計上額等	資産計上額等の新たな税務上の取扱いの根拠は何か。	<p>前払保険料は、被保険者の保険期間満了時における年齢が高く、保険期間が長いほど多額となる傾向にあるため、そのような逓増定期保険の各商品の実態を踏まえて資産計上額においても被保険者の保険期間満了時における年齢、被保険者の加入時の年齢及び保険期間により、差を設けることとし、実務上の簡便性にも配慮して、2分の1から4分の3までの資産計上額を定めているものです。</p> <p>なお、本通達の対象となる逓増定期保険とは、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時における被保険者の年齢が45歳を超えるものをいうこととしており、保険期間の経過により保険金額が逓増するものであっても、これに至らないものについては、支払保険料を期間の経過に応じて損金の額に算入しても課税上の弊害は生じないと認められるので、一般の定期保険の例により、その保険料が被保険者の給与とされるものを除き、期間の経過に応じて損金の額に算入することとしています。</p>
	資産計上する割合をもっと高めるべきではないか。	
	長期平準定期保険と逓増定期保険の資産計上区分に相違があるのはなぜか。	保険期間が長期にわたる長期平準定期保険と保険期間中に保険金額が逓増する逓増定期保険とでは、その内容が異なり、それぞれの保険商品ごとに資産計上額を求める必要があります。
改正の背景	<p>改正の背景として、「逓増定期保険の保険料に含まれる前払保険料の割合等にも変化が見られることから」とあるが、「割合等」の「等」には他に何が含まれるのか。</p> <p>また、具体的に「どのような変化が見られ」、「どの実態に応じて」取扱いの見直しを行うことになったのか。</p>	<p>例えば、解約返戻金の割合が含まれます。</p> <p>また、「変化」については、従来型の商品は保険金額が逓増する割合が一定のものでしたが、現在では、逓増する割合が変化するもの等、多様化していることなどから、保険期間の前半において支払う保険料の中に含まれる前払保険料の割合等が増加しており、そのような実態に即した資産計上を行うこととしています。</p>
	改正の背景として、「金利水準をはじめとする金融環境の変化」とあるが、金利水準は引き続き低い水準で推移しており、大きな変化はないため、取扱いの改正には賛成できない。	金利水準の変化のみで改正するわけではありませんが、保険商品における保険料算定の基礎となる予定利率には変化が見られるところであり、商品の多様化とも相まって、前払保険料の割合等にも変化が生じているところです。
その他	逓増定期保険以外の保険商品の取扱いは改正しないのか。	個々の保険商品の実態を踏まえ、必要に応じ、その支払保険料に係る取扱いの適正化を図る必要があります。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>保険商品の多様化への対応であるならば、なぜ契約者である納税者等が参加する研究会等を設置して抜本的な改正を行わないのか。</p>	<p>今般の通達改正に当たっては、各生命保険会社が販売している逋増定期保険の内容を検討し、通達案について意見公募手続を実施しているところです。</p>
	<p>逋達で課税の仕方を決められるのか。租税法律主義に反するのではない。保険に関する課税の取扱いを、法人税法第22条から考えることは不可能ではないか。同条文をどのように解釈すれば、このような取扱いが出てくるのか。このような逋達行政が保険の課税の取扱いに関する業界全体の混乱を招いているのではないか。</p>	<p>法人税法上、当期の益金又は損金の額に算入すべき収益又は費用・損失の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとする」(法人税法22)とされており、法人が一般に会計処理の基準としていると認められる会計基準等(企業会計原則第三貸借対照表原則四、財務諸表規則16、31の2)により、前払費用は「流動資産又は投資その他の資産」に属するものとされています。</p> <p>本逋達は、法人税法第22条第4項に基づいて、逋増定期保険の支払保険料に含まれる前払保険料の取扱いを明らかにしたものであり、逋達のみで取扱いを定めているものではありません。</p> <p>国税庁としては、課税の透明性・統一性を図るべく法令解釈逋達等において実務上の取扱いを明らかにしているところです。</p>
	<p>これからも保険商品の多様化が広がると予測されるが、多種類の保険商品についてそれぞれ複雑な経理処理を求めるのは、間違いと混乱を起こさせ税務調査等の確認に時間が空費されるだけである。このことから、契約が長期間に及ぶ生命保険は、出入口で簡単にチェックできるシンプルな取扱いを望む。</p>	<p>現行の取扱いにおいても、各商品の実態を踏まえて資産計上すべき金額については被保険者の保険期間満了時における年齢、被保険者の加入時の年齢及び保険期間により差を設け、実務上の簡便性にも配慮しているところであり、改正逋達も同様に実務上の簡便性にも十分配慮しております。</p>
	<p>逋増定期保険に限らず、保険料の経理処理に関する制限が多すぎ、専門家でも対処しきれない。過剰コンプライアンスではないか。</p>	<p>国税庁としては、税務上の取扱いを明らかにすることにより、課税の透明性・統一性の確保に努め、適正・公平な課税の実現に努めているところであり、保険商品に係る取扱いも同様です。</p> <p>保険商品には多種多様なものがありますが、個々の保険商品の実態を踏まえて、それぞれごとにその支払保険料に係る取扱いの適正化を図る必要があります。</p>

(参考) 1 今回の意見公募手続に付した「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」逋達の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

2 「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。